



令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実	
自殺防止のためにつながる			
取組番号	31	取組名称	市民相談の実施
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながる。市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
構成事務事業		予算額	外部委託の有無
1	区相談事業	51,994千円	あり
うち補助金等		0千円	あり
決算額		51,227千円	あり
事業変更の可能性		なし	
取組実績			
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
●相談内容			
○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事などの相談に応じる。			
○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。			
(弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、宅地建物相談、交通事故相談(専門相談員/弁護士)、労働相談、税務相談(税理士/税務相談員)、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談、難聴者相談、人権相談、行政相談)			
●市民相談の件数			
市民生活・市政等相談件数：10,147件(令和4年度 全区合計件数)			
特別相談件数：6,400件(令和4年度 全区合計件数)			
新型コロナウィルス感染症による取組への影響(どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
感染拡大防止の観点から、対面相談の実施が困難な状況となった。		一部の対面相談の休止、電話相談への代替等	
		新規や臨時的に実施した事業	
		一部の相談におけるオンライン相談の導入、対面相談の再開	
主要指標		目標	実績
1	市民相談年間件数	-	16,547件
2			
取組の成果			
取組実績のとおり、市民の悩みや困難が解消されるよう、各種相談を実施した。			
目的・目標の達成に向けた課題			
時代状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、相談窓口の体制を整備する。			
今後の取組の改善の方向性			
相談の利用率等を把握し、相談窓口の体制整備につなげていく。			
所管課			
市民文化局 市民活動推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実	
自殺防止のためにつながる			
取組番号	32	取組名称	人権関連事業
取組目的	人権意識の普及や協働・連携を目的として、かわさき人権フェアや性的マイノリティの理解促進に関するイベントの開催や、人権に関する問題などについて、人権相談専門調査員が相談に応じる(かわさき人権相談)。		
構成事務事業		予算額	外部委託の有無
1	人権関連事業	38,942千円	あり
うち補助金等		12,202千円	あり
決算額		30,597千円	あり
事業変更の可能性		なし	
取組実績			
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
各事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の観点を踏まえ、対策を行いつつ、必要に応じて手法を変えるなどとして実施しました。			
①かわさき人権フェアを、11月23日に実施し約450人の来場があり、また、「川崎市人権学校」を「人権尊重のまちづくり」に向けて〜グローバルな視点、ローカルの取組〜」をテーマに2月22日から3月22日までオンラインで実施し、155人の申込がありました。			
②企業向け[LGBT+セミナー]を2回の連続講座として実施し、延べ114社、251人の申込がありました。また、性的マイノリティに関する映画上映・トークショー等の川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー「ビジュアルデザインズネマ2023」をオンラインで1月27日に実施し、オンライン映画上映117人、オンライントークショー118人、オンライン「情報共有ルーム」135人の合計270人の申込がありました。			
③かわさき人権相談(かわさき人権相談ダイヤルから改称)については202件の相談がありました。			
新型コロナウィルス感染症による取組への影響(どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
イベントの規模縮小、オンライン化の推進		性的マイノリティ関係で、例年ブースを出すことを予定していたイベントが中止や縮小となった。	
		新規や臨時的に実施した事業	
		オンライン化の取組は令和2年度から継続	
主要指標		目標	実績
1	かわさき人権フェア等への参加者数	1,800人/年	約1,126人
2	性的マイノリティの理解促進に関するイベント等の開催	7回/年	3回
取組の成果			
取組実績のとおり、人権に関する各種啓発活動や人権相談を実施することで、LGBT当事者の生きづらさを解消する環境づくりなどに努め、市民の自殺予防やこころの健康保持に寄与しました。			
目的・目標の達成に向けた課題			
性的マイノリティに対する理解不足や配慮のなさに起因したアウェイングなどの人権侵害が生じることのないように、市民の理解を高めるべく取り組んでいます。			
今後の取組の改善の方向性			
今後の取組の方がより参加しやすくなるよう、開催時期等を調整することが必要と考えます。			
所管課			
市民文化局人権・男女共同参画室			



令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	実		
自殺防止のためにつながる	取組名称	労働相談の実施		
取組番号	35			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立つて相談に応じるとともに、問題解決に役立つよう支援する。			
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1 雇用労働対策・就業支援事業	102,519千円	4,280千円	161,547千円	なし
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所及び区役所(中原)に労働に関する相談窓口を設置し、労働相談を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【令和4年度実績】</li> <li>相談件数 572件</li> <li>相談人数 391人</li> </ul> </li> <li>・神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談会を開催。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【弁護士労働相談：令和4年度実績】</li> <li>相談件数 128件</li> <li>相談人数 80人</li> <li>【街頭労働相談：令和4年度実績】</li> <li>相談件数 408件</li> <li>相談人数 303人</li> </ul> </li> </ul>				
<p>新型コロナウィルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p>				
		変更や中止となった事業		
		新規や臨時的に実施した事業		
<p>取組の成果</p> <p>取組実績のとおり、労働相談を実施することで、各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立つて相談に応じるとともに、問題解決に役立つ取組となった。</p> <p>労働相談会実施をより多くの労働者に知ってもらうために広報活動が必要である。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>今後は労働者を抱えた労働者の相談に応じる。かわきき労働情報などを通じ、労働相談会の広報活動をしていく。</p>				
主要指標		目標	実績	
1 労働相談年間件数		-	川崎市：572件 神奈川県川崎市共催：536件	
2				
<p>所管課</p> <p>経済労働局 労働雇用部</p>				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	実		
自殺防止のためにつながる	取組名称	コネクションスカワさき(かわさき若者サポートステーション)		
取組番号	36			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながるから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。			
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1 雇用労働対策・就業支援事業	102,519千円	4,280千円	161,547千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の中で、コネクションスカワさきを運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●制度の仕組 「コネクションスカワさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業セミナー、職場体験、社会参加継続支援セミナー、2回 保護者向けセミナー、3回 社会参加継続支援セミナー、11回 職場体験、128回 心理カウンセリング、293回 職業人セミナー、2回 保護者向けセミナー、3回 社会参加継続支援セミナー、3回</li> <li>●支援メニューごとの参加実績(令和4年度) 登録者：222人 心理カウンセリング：293回 職業人セミナー：11回 職場体験：128回 社会参加継続支援セミナー：2回 保護者向けセミナー：3回</li> <li>●就労実績 進路決定者数：134人(内訳：就職118人、進学等16人)</li> </ul>				
<p>新型コロナウィルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p>				
		変更や中止となった事業		
		新規や臨時的に実施した事業		
<p>取組の成果</p> <p>取組実績のとおり職場体験を実施し、就労に関する悩みや困難の解消に寄与したことで、精神上の安定に繋がりと、自殺防止等に役立つ取組となった。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>コネクションスカワさきを利用する各個人が抱える悩み、困難は多種多様であり、様々な支援機関による連携した支援が必要である。また、就職決定については、雇用情勢の変化等の外的要因に大きな影響を受ける。</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>今後は若年無業者に対する職業的自立に向けた支援を実施していく。</p>				
主要指標		目標	実績	
1 職場体験の実施数		70回/年	128回	
2				
<p>所管課</p> <p>経済労働局 労働雇用部</p>				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	取組名称	キャリアサポートかわさき	
自殺防止のためにつながる	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充	37		
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。	構成事務事業	予算額	外部委託の有無
1	雇用労働対策・就業支援事業	102,519千円	4,280千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の中で、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を運営している。</p> <p>●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。</p> <p>●令和4年度実績 相談件数：延べ4,158件 うち、心理カウンセリング件数：延べ76件 就職決定者数：489人</p>				
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等に見られる雇用環境の悪化。ただし、令和3年度よりは回復傾向にある。</p>				
<p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>主要指標</p> <p>1 キャリアサポートかわさきにおける就職決定者数</p> <p>2</p>				
<p>取組の成果</p> <p>取組実績のとおり就労支援を実施し、職に関する悩みや困難の解消に寄与するとともに、就職決定により生活上・精神上的に安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題 求職者に対する事業広報(新規登録者の獲得)、雇用情勢の変化等への柔軟な対応。</p> <p>今後の取組の改善の方向性 継続して事業を実施。事業広報の強化を図るとともに、雇用情勢を注視し適宜必要な検討を行う。</p>				
<p>所管課</p> <p>経済労働局労働雇用部</p>				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	取組名称	多重債務を含む消費生活相談	
自殺防止のためにつながる	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充	38		
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解決に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。	構成事務事業	予算額	外部委託の有無
1	消費生活相談情報提供事業	72,368千円	3,277千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●取組内容 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であったり等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者被害や脆弱な自己管理等の理由により生活が困難に陥ってしまったというような内容のものも含まれている。</p> <p>●多重債務に関する消費生活相談件数：82件 助言(自主交渉)50件、その他情報提供32件</p> <p>●多重債務者特別相談会 全国的に実施される「多重債務者相談強化キャンペーン2022」の期間中(9月1日～12月31日)に、多重債務者にお困りの市民を対象として、弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員等による特別相談会を整えた。</p>				
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>主要指標</p> <p>1 多重債務に関する消費生活相談年間件数</p> <p>2</p>				
<p>取組の成果</p> <p>昨年度より相談件数が多かったことについて、一定の成果があったととらえている。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題 消費生活相談の中で多重債務等の相談件数は比較にならないが、多重債務等のトラブルの解決が生活再建の一助となり自殺の予防につながるから、未だ相談できずに悩んでいる市民(新規相談者)を相談窓口へ確実に誘導する必要がある。</p> <p>今後の取組の改善の方向性 各市区と緊密な連携を図り、相談窓口の情報がより多くの潜在的な相談者の目に留まるよう、効果的かつ効果的な広報を行う。</p>				
<p>所管課</p> <p>経済労働局 消費者行政センター</p>				



令和4年度川崎市自費対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	取組名称	介護者への支援	
自費防止のためにつながる	実	41	介護者への支援	
取組目的	各区分地域まもり支援センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や教室を開催する。また、地域包括支援センター等と協力して介護者からの相談に対応する。			
取組番号	取組名称	予算額	決算額	外部委託の有無
1	認知症高齢者介護教室	122,985千円	98,628千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>①認知症高齢者介護教室</p> <p>●事業概要</p> <p>介護者が認知症高齢者を正しく理解し、日常生活で高齢者の残された機能を生かしながら働きかけ、生活の質を高めるような援助ができるようにすること。また、認知症高齢者をめぐる諸問題を、介護者・ボランティア等と共有し、介護者の孤立化を予防するとともに、地域での支え合いの重要性を啓発していく。</p> <p>●事業内容</p> <p>各区役所保健福祉センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催し、認知症に対する疾病の理解、対応の仕方や介護の方法、社会資源について、集団指導や個別指導を通して理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会とし、孤立化の予防となる援助をする。</p> <p>②認知症コールセンター</p> <p>●事業概要</p> <p>認知症介護の経験者によるピアカウンセリングや、認知症専門医による医療・介護に関する指導・傾聴など認知症の人や家族に寄り添った相談支援を行っている。</p> <p>●事業内容</p> <p>電話・訪問・来所による相談</p> <p>認知症専門医による介護指導・傾聴</p> <p>「川崎市認知症ネットワーク」(家族会)との連携・認知症高齢者家族のコーディネート</p>				
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p> <p>①参加予定の講師が、新型コロナウイルス感染症の影響により参加見合わせ、まん延防止措置等重点措置期間による事業延期</p> <p>②コロナ禍の感染対策について理解できない認知症の人を介護する家族からの相談、社会との接点が減少したことにより認知症になったのではないかという不安による相談の増加</p>				
変更や中止となった事業				
認知症高齢者介護教室の交流会や座談会形式の教室				
新親や臨時的に実施した事業				
<p>主要指標</p> <p>1 コールセンターによる年間相談件数</p> <p>2</p>				
目標		実績		
-		418件		
取組の成果				
取組実績のとおり、各種事業を実施することで、介護者の孤立化防止に繋がった。				
目的・目標の達成に向けた課題				
介護教室事業の取組内容・開催方式(集団・個別等多様なニーズへの対応)の見直し				
今後の取組の改善の方向性				
今後も継続し、支援を行う。				
所管課				
健康福祉局 地域包括ケア推進室				

令和4年度川崎市自費対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	取組名称	介護予防・生活支援総合事業	
自費防止のためにつながる	実	42	介護予防・生活支援総合事業	
取組目的	介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。			
取組番号	取組名称	予算額	決算額	外部委託の有無
1	介護予防事業	2,709,433千円	2,299,146千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●高齢者の自立支援を推進し、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐために、効果的な介護予防の取組を進め、要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえて、サービスを提供するこ</p> <p>とで、重症化を予防する。</p> <p>また、直接的で継続的なサービスを提供することにより、高齢者や介護者の孤立を防ぐ。</p> <p>(R4年度実績)</p> <p>介護予防訪問サービス 34,033件</p> <p>介護予防通所サービス 55,146件</p> <p>介護予防短時間通所サービス 6,296件</p> <p>介護予防ケアマネジメント 53,280件</p>				
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p> <p>感染症状況の拡大により、通常のサービス提供に支障が生じた</p>				
変更や中止となった事業				
新親や臨時的に実施した事業				
<p>主要指標</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス利用件数</p> <p>2</p>				
目標		実績		
172,806件		148,756件		
取組の成果				
要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスの実施や地域で支え合える体制の構築により、高齢者の重症化予防や高齢者・介護者の孤立の防止を推進した。				
目的・目標の達成に向けた課題				
高齢化の進展により、要支援者等の何らかの生活支援を必要とする方が増加し、より効果的なサービス提供が求められる。				
今後の取組の改善の方向性				
今後の取組の改善の方向性には、介護予防と生活支援の基本的な考え方の整理が必要である。				
所管課				
健康福祉局 介護保険課・地域包括ケア推進室				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	実	地域見守りネットワーク事業	
自殺防止のためにつながる		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充		
取組番号	取組名称	取組実績	外部委託の有無	
取組目的		地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日ごろから周囲を気にかけることにも、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。		
1	地域見守りネットワーク事業	予算額 1,967千円	うち補助金等 0千円	決算額 1,901千円
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●支援体制の整備 協力事業者と行政機関、関係機関等による見守りネットワークの構築に取り組み相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、真実に基づいた見守りからの支援が必要としている方を発見した場合、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数 市ホームページ、チラシ等による周知を行い、民間事業者等への認知度を図るとともに、協定締結に向けた調整を行った結果、新たに協力事業者となった数は2団体であり、合計で73団体となった。</p> <p>●通報件数 70件(令和4年1月～12月)</p>				
<p>新型コロナウィルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>主要指標</p> <p>1 協力事業者数 75社以上 ※目標は令和4年度時点</p> <p>2</p> <p>実績 73社</p>				
取組の成果				
4件人命救助につながった。				
<p>目的・目標の達成に向けた課題 事業者が協力してもらえよう、本事業の意義、事業者の役割等を理解してもらったための啓発を継続して行う必要がある。</p>				
今後の取組の改善の方向性				
市ホームページ、リーフレット等様々な機会を捉えらえて啓発を行っている。				
所管課				
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課・地域包括ケア推進室				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	実	障害者理由とする差別解消の推進	
自殺防止のためにつながる		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充		
取組番号	取組名称	取組実績	外部委託の有無	
取組目的		お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進する。		
1	ノーマライゼーションプラン推進事業	予算額 20,984千円	うち補助金等 380千円	決算額 15,464千円
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●普及啓発 (1)市民向け 市ホームページへの掲載 市ホームページへの掲載 小学生向け副読本への掲載 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会での説明 (2)事業者向け 川崎商工会議所会報誌への掲載 (3)市職員向け 新任課長研修、新任係長研修、新規採用職員研修等でのオンラインの実施 「合理的配慮の提供等に関する基本方針」を策定 ●情報の収集、整理等 ●川崎市障害者差別解消支援地域協議会の設置 ●川崎市障害者差別解消支援地域協議会の設置 障害者理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議</p>				
<p>新型コロナウィルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>				
<p>主要指標</p> <p>1 障害者差別解消支援地域協議会の開催回数 2回/年</p> <p>2</p> <p>実績 2回/年</p>				
取組の成果				
障害者差別解消法について市内及び市民・事業者に向けた各種普及啓発や協議会での議論等により、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進することができた。				
<p>目的・目標の達成に向けた課題 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化に関する市民及び民間事業者へのより広い普及啓発・周知が必要である。「合理的配慮の提供等に関する基本方針」にて示している合理的配慮の提供における基本的な考え方や、職員の有るべき姿勢等について、市職員への理解促進を図る必要がある。</p>				
今後の取組の改善の方向性				
●川崎商工会議所等の事業者団体や各種媒体を活用した周知の推進 ●市内研修等を活用した市職員への周知の推進				
所管課				
健康福祉局 障害計画課				



令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	内容	
自殺防止のためにつながる	地域移行・地域定着支援事業		
取組番号	47	取組名称	地域移行・地域定着支援事業
取組目的	精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築に向け、地域移行コーディネーターや関係機関と連携し、精神障害者の地域移行に向けた取組を実施する。		
構成事業	予算額	決算額	外部委託の有無
1 障害者日常生活支援事業	10,385,327千円	11,086,209千円	あり
	うち補助金等	6,561,948千円	
	取組実績		事業変更の可能性
			なし
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRが可能な取組について)</p> <p>本市において市地域自立支援協議会に精神障害者地域移行・地域定着支援専門部会を設置し、抽出された課題に対して4つのワーキンググループ(令和3～5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●条件が整えば退院可能な対象者全員に必要な支援を届ける</li> <li>●1つのワーキンググループの取組</li> <li>○人材育成</li> <li>○本市に特化した地域移行・地域定着支援ガイドライン(仮)を作成中。</li> <li>○居住支援</li> <li>○精神障害者の受入実績がある不動産事業者の情報収集及びアプローチ方法の検討。</li> <li>○物件探しの際、使用を想定した「入居者情報共有シート」の検討。</li> <li>○居住支援協議会との連携による研修会を開催(参加者81名)。テーマ「お隣の町田市と川崎市の居住支援法人の取組みについて」</li> <li>○社会資源</li> <li>○支援者を対象にピアサポーター活動の実践報告会を開催(参加者34名)。テーマ「知ってほしい!!川崎のピア活動」</li> <li>○業務整理</li> <li>○地域移行支援に係る情報共有、意見交換の場として精神科病院長との会議を開催</li> <li>○地域移行支援の対象者の具体的把握を目的とした「地域移行支援対象者実態調査」を実施。</li> </ul> <p>●取組の取組状況</p> <p>相次ぎ支援事業所向けに「川崎市における精神障害者地域移行・地域定着支援に関するアンケート調査」を実施。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <p>新型コロナウィルス感染症による取組への影響</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>令和2年度から断続的に市内精神科病院において入居者や職員が感染が報告され、感染拡大予防の観点から院内の集団プログラムの縮小や面会時間の短縮・中止、及び外出の制限等が図られるようになり、地域移行支援に十分に取組めない状況は継続した。</p>			
主要指標		目標	実績
1	地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会開催数	6回/年	6回
2	地域移行支援のモニタリングの実施	1回/年	1回
取組の成果			
精神障害者の入居から地域生活への移行における課題について協議を継続し、支援者の人材育成及び支援の権限の拡大に向けた検討、住宅分野との相互理解の醸成、ピアサポーターに関する仕組み作りに向けた基盤整備、精神科病院との円滑な連携体制の構築等を行った。			
目的・目標の達成に向けた課題			
令和4年度までの取組により、①地域移行・地域定着支援部会の更なる充実、②履職の選択による住まいの確保、③ピアサポーター活動の充足、④地域移行支援対象者の実態把握、等の課題があげられた。			
今後の取組の改善の方向性			
令和3年度から5年度に長期目標の達成に向け、①地域移行・地域定着支援ガイドラインの完成及び関係機関への周知、②居住支援協議会と連携を図りながら住宅分野の相談窓口と障害分野の相談支援機関との連携強化、③ピアサポーターに依る当事者の発掘・育成及び支援者への普及啓発、④地域移行支援対象者調査のテーマ分析の継続及び知見の関係者との共有、等に取組んでいく。			
所管課			
健康福祉局 精神保健課・総合リハビリテーション・推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	内容	
自殺防止のためにつながる	取組名称	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	
取組番号	48	取組名称	障害特性を踏まえた就労マッチング事業
取組目的	情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築する。また、就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの開発などを実施し、職場定着機能を強化する。		
構成事業	予算額	決算額	外部委託の有無
1 障害者就労支援事業	228,499千円	211,829千円	なし
	うち補助金等	4,444千円	
	取組実績		事業変更の可能性
			なし
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRが可能な取組について)</p> <p>上記事業の一部で、下記のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業概要</li> <li>地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援を実施する。</li> <li>また、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催し、「福祉施設から一般就労への移行」に向けた取組を実施。</li> <li>市内の就労移行支援事業所とともに、「セルフケア」を促すための支援ツールである「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」を共同開発し、市内外の就労支援機関等において、K-STEPを活用した就労定着支援を実施。</li> <li>●就労支援ネットワーク会議の開催数</li> <li>南部地区:4回、中部地区:4回、北部地区:4回</li> </ul>			
主要指標		目標	実績
1	就労支援ネットワーク会議の延べ参加人数	—	237名
2			
取組の成果			
取組実績のとおり、就労マッチング事業を実施することで、就労支援ネットワークを構築するとともに、職場定着機能の強化を図りました。			
目的・目標の達成に向けた課題			
就労移行支援事業所においては、職員の異動等が多いことや新設の就労移行支援事業所もあることから、本市の取組や就労支援ネットワーク会議について、周知をしていく必要があります。			
今後の取組の改善の方向性			
新設の事業所等に対して、就労支援ネットワーク会議の開催情報を周知するとともに、ネットワーク会議や勉強会を通じて、本市の取組を共有していきます。			
所管課			
健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実	
自殺防止のためにつながる		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充	
取組番号	取組名称	災害時におけるこのケア	
49	災害時におけるこのケア		
取組目的 災害時や社会状況の大きな変化で起こりうる市民の心身の反応等を想定し、関連研修への派遣を通して、対応する職員への育成を行うとともに、非常時における情報提供や相談支援体制の整備を行う。			
構成事務事業		予算額	決算額
1 ※総合計画に基づく構成事務事業はなし		うち補助金等	
		295,440千円	1,138,935千円
		295,440千円	1,138,935千円
		145,520千円	
		1,138,935千円	
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
●災害時PFAと心理対応研修への職員の派遣 国立精神神経医療研究センター精神保健研究所で開催している「災害時PFAと心理対応研修」へ市職員を派遣し、「サイコロシグナルファーストエイド(心理的応急処置:PFA)」に関する基本技能の習得及び、トラウマや悲嘆、子どもの反応を含む、災害時の心理的反応を理解し、基本的な対応スキルの習得を行った。			
●精神科コロナ医療提供体制による支援 神奈川県により、1精神科コロナ医療提供体制が令和2年5月から構築・運用開始され、精神症状のあるコロナ陽性者に対し、精神科病院の受け入れや対応が困難な場合に、「精神科コロナ重点医療機関」における医療提供を実施した。本市においても、神奈川県、横浜市、相模原市と協働し、精神科コロナ医療提供体制により、必要な方への医療提供支援を行った。			
○令和4年度精神科コロナ医療提供体制における入院調整数:91人			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どのような状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修のオンライン開催及び研修日程の縮小 研修のオンライン開催及び研修日程の縮小が継続し、ロープレ等による研修実施が困難になった。 ●精神症状のあるコロナ陽性者が、必要な医療を受けるための体制が必要となった。		変更や中止となった事業 研修のオンライン開催及び研修日程の縮小	
		新規や随時的に実施した事業	
		精神科コロナ医療提供体制による支援	
主要指標		目標	実績
1 災害時におけるこのケアに関連する研修等への市職員の派遣		2人/年	2人
2			
取組の成果			
年間2回の研修開催に当たり、それぞれ1名ずつ職員を派遣した。また、精神保健福祉事業従事職員を対象に、研修に参加した職員による派遣研修を実施し、習得した知識や技術の共有を行い、災害時の市民への対応について理解を深めた。また精神科コロナ医療提供体制により、必要な医療提供を行った。			
目的・目標の達成に向けた課題			
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所での開催回数に限られているため、年間の派遣人数に限られている。			
今後の取組の改善の方向性			
市内の関係部署と連携し、研修に対するニーズを確認の上、本市主催での研修実施を検討していく。 精神科コロナ医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症が5類移行するにあたり縮小予定。			
所管課			
健康福祉局精神保健課・総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実	
自殺防止のためにつながる		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充	
取組番号	取組名称	川崎市妊婦・出産包括支援事業	
50	川崎市妊婦・出産包括支援事業		
取組目的 妊産婦やその家族、予期しない妊娠によって悩む方からの電話相談に応じることや、産後早期に母体の体力の回復や育児支援を行うことにより、自殺予防を図ることを目的とする。			
構成事務事業		予算額	決算額
1 母子保健指導・相談事業		うち補助金等	
		295,440千円	1,138,935千円
		295,440千円	1,138,935千円
		145,520千円	
		1,138,935千円	
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
①予期しない妊娠等で、誰にも相談できずに悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談に応じ、妊娠、出産に関する正しい情報を提供する。地域での相談窓口を案内しました。(妊娠、出産SOS事業)			
②妊婦サポーター事業 開催回数:12回 参加者数:762人			
③家族から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談に応じました。(母子保健相談支援事業)			
④市内の助産所に利用者が宿泊、来所、又は助産師が利用者の自宅に訪問し、産婦の体力の回復の支援や育児支援を行いました。(産後ケア事業)			
【実績】 ①妊娠・出産SOS事業 電話相談:53件 メール相談:83件 ②妊婦サポーター事業 開催回数:12回 参加者数:762人 ③母子保健相談件数:1,797件 ④産後ケア事業 宿泊型:延923人(実219人)、訪問型:延735人(実509人)、日帰り型:延291人(実130人)			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どのような状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
妊婦サポーター事業(同窓学級)については、妊婦が会場に集合することのリスクがあったため、感染状況によってオンラインでの実施も行いました。		変更や中止となった事業 新規や随時的に実施した事業 オンライン同窓学級(8回)	
主要指標		目標	実績
1 母子保健年間相談件数		-	1,797件
2 妊娠・出産SOS年間相談件数		-	83件
3 産後ケア事業利用者数		1,020人/年	1,949人
取組の成果			
予期せぬ妊娠で悩んでいる方の相談を周知を図りながら、今後も相談窓口の周知を行っていきます。産後早期の母親の支援については上記のサービス利用者が増加傾向にあり、母親の育児負担の軽減につながっていることから、自殺予防の取組につながっています。			
目的・目標の達成に向けた課題			
妊婦・出産に関する悩みを抱える方が必要時に相談ができるように、相談窓口の周知が求められます。また、現在は医療を必要とする方は産後ケア宿泊型の対象外としていますが、それらの方々への支援のあり方について検討が必要です。			
目的・目標の達成に向けた課題			
妊婦・出産SOS窓口については、SNSを含めた手法を活用し、相談窓口を周知していきます。また、心身に関する医療が必要な方への対応については、産後ケア宿泊型のあり方も含めて検討を行っていきます。			
所管課			
こと未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実	取組
自殺防止のためにつながる	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充		
取組番号	51	取組名称	子どもや保護者等への相談支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながる。ことから、各児童相談所や各区役所地域のみまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、18歳未満の子どもの保護者等が抱える悩みなどに関する相談支援を行う。		
構成事務事業		予算額	外部委託の有無
1	児童虐待防止対策事業	222,799千円	あり
2	児童相談所運営事業	2,027,405千円	あり
うち補助金等		93,734千円	
決算額		206,170千円	
1,665,752千円			
取組実績			
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
<p>●取組内容 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関し、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所地域のみまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。</p> <p>●相談回数 令和4年度の児童相談所における相談件数は6,703件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は8,107件であった。 令和4年度区役所、支所における相談件数は2,631件であった。</p>			
主要指標		目標	実績
1	児童相談所における年間相談件数	-	6,703件
2	区役所における相談件数	-	2,631件
取組の成果			
子どもに関する様々な問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談に対応するとともに、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと、各個人が抱える悩みや困難の解決に向けて適切な支援を実施した。			
目的・目標の達成に向けた課題			
児童相談所、区役所、支所において、児童虐待等を含む困難を抱える子どもや保護者の相談が複雑・多様化しており、児童家庭支援の充実・強化が求められている。			
今後の取組の改善の方向性			
児童相談所の体制整備及び児童家庭相談支援に関わる専門支援機能の構築に向けた取組を推進する。			
所管課			
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実	取組
自殺防止のためにつながる	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充		
取組番号	52	取組名称	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援
取組目的	子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとへの対応が自殺予防につながる。ことから、児童相談所虐待対応ダイヤル189、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施する。		
構成事務事業		予算額	外部委託の有無
1	児童虐待防止対策事業	222,799千円	あり
2	児童相談所運営事業	2,027,405千円	あり
うち補助金等		93,734千円	
決算額		206,170千円	
1,665,752千円			
取組実績			
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
<p>●取組内容 児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちばやく)：児童虐待の相談・通告についてお住まいの児童相談所につながる。24時間365日・通話無料 川崎市児童虐待防止センター：0歳から18歳未満の児童の虐待の通報や子育て不安に関する電話相談。24時間365日・通話無料 児童・青少年電話相談：おむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩みや困り事等の電話相談。平日9時～20時 かながわ子ども家庭110番相談LINE：児童虐待、子育て不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど子どもに関するLINE相談。平日、土曜日・9時～21時</p> <p>●相談回数 令和4年度の相談件数は、児童相談所虐待対応ダイヤル749件、川崎市児童虐待防止センター1,542件、児童・青少年電話相談255件、かながわ子ども家庭110番相談LINE586件であった。</p>			
主要指標		目標	実績
1	児童・青少年電話相談年間相談件数	-	255件
2	かながわ子ども家庭110番相談LINE年間相談件数	-	586件
取組の成果			
川崎市児童虐待防止センター等の電話相談や、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施することにより、子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとへの対応を行った。			
目的・目標の達成に向けた課題			
複雑・多様化している子どもや家族に関する様々な悩みや困りごとに対応していくため、引き続き実施するとともに広報に努めていく。			
今後の取組の改善の方向性			
上記内容と兼ねる。			
所管課			
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当			



令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	取組名称	
自殺防止のためにつながる	実	ひとり親家庭の自立支援	
取組番号	55	ひとり親家庭の自立支援	
取組目的	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等、総合的に支援の体制を整備する。		
構成事務事業		予算額	決算額
1	ひとり親家庭等の総合的支援事業	4,109,377千円	3,815,106千円
		うち補助金等	1,555,243千円
		うち補助金等	3,815,106千円
		外部委託の有無	あり
		外部委託の有無	なし
取組実績			
(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
①対象者5,441世帯に対して児童扶養手当を適切に支出しました。また、対象者12,385人へ医療費の一部助成を適切に実施しました。			
②日常生活支援事業により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延376名の支援員派遣を実施した。			
③ひとり親家庭等の子どもたちの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援について、すべての実施場所において対象を小学3年生から中学3年生までに拡充し、全17か所において実施した。			
④養育費確保に関する支援として、「公正証書」調停調書」等の作成において負担した費用についての補助金の交付を新たに開始した。			
⑤自立支援プログラム策定者、各種受検対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、88%がその後就労につながった。			
⑥就職に有利な資格の取得に向けて就学するひとり親家庭の親に対して「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(住宅資金)事業」を令和4年1月から新たに開始した。また、高等職業訓練促進給付金を活用し今年度に資格を取得した者のうち94%について、資格を活用した就労が決定し、今年度新たに28件の新規認定を行った。			
⑦母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営した。			
このほか、令和3年度の「川崎市ひとり親期に関するアンケート」の結果を踏まえ、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づき支援施策の充実に取り組んだ。			
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として、児童扶養手当受給者を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った(ひとり親世帯分:6,168世帯)。			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響(とらえかた)		変更や中止となった事業	
事業の実施において大きな影響はなかったが、ひとり親世帯に対して新型コロナウイルスの感染拡大を受けた特別給付金を支給した。		新規や臨時的に実施した事業	
		子育て世帯生活支援特別給付金の支給(ひとり親世帯分:6,168世帯)	
主要指標		目標	実績
1	生活相談件数	-	1,253件
2	就労相談件数	-	3,045件
3	母子・父子自立支援員相談件数	-	3,801件
取組の成果			
経済的支援を基盤として、子育て・生活・就業・養育費確保・子どもの学習等、引き続き総合的に支援をしていくことが重要であるため、必要な情報収集のための情報発信の取組を強化する必要がある。			
目的・目標の達成に向けた課題			
今後の取組の改善の方向性			
引き続き「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づき、国動向も注視しながらひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいく。			
所管課			
ことども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	取組名称	
自殺防止のためにつながる	実	児童支援活動の推進	
取組番号	56	児童支援活動の推進	
取組目的	小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施するために児童支援活動を充実・推進する。		
構成事務事業		予算額	決算額
1	児童生徒支援・相談事業	665,790千円	623,004千円
		うち補助金等	56,950千円
		うち補助金等	623,004千円
		外部委託の有無	なし
		外部委託の有無	なし
取組実績			
(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
上記構成事業の一部で、下記の取組を実施している。			
全小学校への支援教育コーディネーター配置を継続するとともに、スクールアプリに向けた研修の実施については、市立小学校に専任化した支援教育コーディネーターの研修を新任を対象に7回、全員を対象に1回実施し、支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施した。			
●支援教育コーディネーターの機能			
1 相談窓口			
いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもたちの不安を軽減し、早期対応につなげる。			
2 課題の早期発見			
校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。			
3 支援の継続			
担当が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響(とらえかた)		変更や中止となった事業	
研修方法等について、感染対策の観点から、対面参加型の形式とオンライン形式を組み合わせるなど、方法を一部変更して取組を実施した。		研修方法等の一部変更	
		新規や臨時的に実施した事業	
主要指標		目標	実績
1	支援が必要な児童の課題改善率	95.0%以上 ※目標値は毎年12月時点のもの	81.2%
2	支援が必要な児童に対する支援の実施率	0% ※目標値は毎年12月時点のもの	0%
取組の成果			
取組実績のとおり、支援教育コーディネーターのスクールアプリに係る取組を実施することで、支援が必要な児童に対してニーズに応じた支援体制を構築することができている。			
目的・目標の達成に向けた課題			
支援教育コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実が必要である。			
今後の取組の改善の方向性			
支援教育コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実を図りながら継続する。			
所管課			
教育委員会事務局 支援教育課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目		実			
	取組番号	取組名称	子ども専用・24時間子供SOS電話相談			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業委員の可能性	
1 児童生徒支援・相談事業	665,790千円	58,950千円	623,004千円	なし	なし	
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)          上記構成事務事業の一部で、24時間電話相談対応事業として、下記の取り組みを実施している。</p> <p>●電話相談の実施内容          相談者は匿名でも相談できる。市立学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。          ○電話相談(教育一般)          ○子ども専用電話相談          ○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数          電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談:466件          24時間子供SOS電話相談:378件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績		
1	電話相談(教育一般)・子ども専用電話年間相談件数	-		466件		
2	24時間子供SOS電話年間相談件数	-		378件		
取組の成果						
取組実績のとおり、相談を実施するための体制を整備し、充実させることで、相談者の心に寄り添った相談を行い、自殺予防活動の基盤としての取組となった。						
目的・目標の達成に向けた課題						
心配なこと、困っていることなどの相談内容に対して、適切に応えることができるようにすることが必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
緊急性がある場合、早急に関係機関に情報を伝えるように、常に連携体制を整えていく。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目		実			
	取組番号	取組名称	川崎市立学校インターネット問題相談			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながるから、ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備する。					
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業委員の可能性	
1 児童生徒支援・相談事業	665,790千円	58,950千円	623,004千円	なし	なし	
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)          上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。</p> <p>●電話・メール相談の実施状況          ○市立学校に通う児童生徒に関するインターネットトラブルの相談を受けている。          ○相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。          ○相談者については、児童生徒本人からよりも学校や保護者からの相談が多い。          ○電話及びメールによるインターネットトラブルに関する相談は年間22件。(その他の相談は年間24件)</p> <p>●トラブル防止のための取組状況          ○インターネットトラブルを行い、トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、関係各課(室)、学校に情報提供することにも、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらおうよう相談にあたり、小・中学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、未然防止、家庭での意識づけ等を目的とする、リーフレット(川崎市版保護者のためのインターネットガイド)を作成し、毎年配付している。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)			変更や中止となった事業			
			新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績		
1	電話・メール相談年間件数	-		22件		
2						
取組の成果						
電話相談・フォーラムによる相談に対して、内容の解決に向けた進捗を相談者に寄り添って考え、問題解決に丁寧に対応をした。						
目的・目標の達成に向けた課題						
今後の取組の改善の方向性						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実 表	
自殺防止のためにつながる	取組名称	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	
取組番号	59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの権利の侵害(いじめ、友だち関係、学校の対応の問題など)や男女平等にかかわる人権の侵害(DV、セクハラなど)について、相談や救済の申し立てへの適切な対応を行う。		
構成事業	予算額	うち補助金等	決算額
1	人権オンブズパーソン運営事業	34,462千円	260千円
			30,369千円
			なし
			なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
取組内容	<p>●取組内容 子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申し立てに関する調査・調整等を適切に行った。</p> <p>●相談及び救済の申し立てへの適切な対応 新規の相談件数は118件だった。そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が78件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が20件、その他の相談が20件だった。救済の申し立ては27件(子どもに関するものが12件、男女平等に関するものが15件)であり、相談及び救済の申し立てについて、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発 「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校8校(うち1校は会場が温湯のため中止)、中学校4校及び児童養護施設等施設を実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通じて、児童・生徒に相談カードを配布した。また、男女共同参画センター(くらむ21)と協働で、高校生を対象に人権学習を実施するなど、広報・啓発に努めた。</p>		
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)	変更や中止となった事業		
			実績
			78件
			20件
主要指標	目標	実績	
1	子どもの権利の侵害に関する新規相談件数(年間)	-	78件
2	男女平等にかかわる人権の侵害に関する新規相談件数(年間)	-	20件
取組の成果			
子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申し立てに関する調査・調整等を適切に行った。			
目的・目標の達成に向けた課題			
子どもの相談件数だけを経年的にみると、相談件数の減少は著しい。この減少を子どもの困りごと等の減少ととらえることができないことは、公表されている数々の数値が物語っている。子どもの自殺率、不登校児童生徒数、虐待対応件数等は軒並み増加している。またいじめの認知件数についても、基本的には増加している。			
今後の取組の改善の方向性			
あらゆる状況下にある子どもが自分の意見を表明できること、そのための仕組み作りが大切となる。その前提として、そもそも子ども一人一人が、それぞれ自分の意見を持つていこうことを認識していることが何より大切である。子ども自身が自分の意見をもち、それを表明していこうことを子どもが理解し実行できるようにするために、大人も含めてこの社会の構成員全員が相手の意見を聞くという「聞く力」も併せて非常に大切だと思っている。			
所管課			
市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	実 表	
自殺防止のためにつながる	取組名称	中小企業の融資相談	
取組番号	60	中小企業の融資相談	
取組目的	経営者が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながるから、経営課題に対応した融資等に関する相談や申請を受け付けるための体制を整備し、充実させる。		
構成事業	予算額	うち補助金等	決算額
1	中小企業融資制度事業	21,482,751千円	21,085,610千円
2	金融相談・指導事業	10,320千円	450千円
			9,438千円
			なし
			なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)			
取組内容	<p>●取組内容 社会経済環境の影響を受けた中小企業者等に対し、各融資制度の相談業務を電話及び窓口で実施して、円滑な資金繰りに繋げることも、中小企業信用保証法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付け、経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、迅速で円滑な認定を行いました。</p> <p>なお、令和4年度も新型コロナウイルス感染症に対応するため、認定事務の緩和を行いました。</p> <p>●認定件数 894件</p> <p>●相談件数 1,203件</p>		
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)	変更や中止となった事業		
			実績
			1,203件
			894件
主要指標	目標	実績	
1	中小企業の経営や融資等に関する相談の年間相談件数 ※セーフティネット保証制度の相談を含む	-	1,203件
2	セーフティネット保証制度の認定件数	100件/年	894件
取組の成果			
経営課題に対応した融資等に関する相談等によって、一定の成果があったと捉えている。			
目的・目標の達成に向けた課題			
今後の取組の改善の方向性			
所管課			
経済労働局 金融課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書															
方針2	項目	取組名称	実施												
自殺防止のためにつながる	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充	ホームドア等の設置支援													
取組番号	61														
取組目的	物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成事務事業</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>外部委託の有無</th> <th>事業変更の可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>鉄道駅ホームドア等整備事業</td> <td>51,666千円</td> <td>0千円</td> <td>0千円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				構成事務事業		予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	1	鉄道駅ホームドア等整備事業	51,666千円	0千円	0千円	なし
構成事務事業		予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性										
1	鉄道駅ホームドア等整備事業	51,666千円	0千円	0千円	なし										
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●設置補助制度の概要          鉄道駅舎におけるホームドア等の整備を促進させることにより、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。</p>															
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響          (どういった状況の変化があったか)          半導体不足の影響により、電子部品の調達に困難となり、ホームドア製品の納入遅れが生じた。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要指標</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ホームドア整備番線数</td> <td>—</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要指標		目標	実績	1	ホームドア整備番線数	—	0件	2			
主要指標		目標	実績												
1	ホームドア整備番線数	—	0件												
2															
<p>取組の成果          ホームドア等の整備を促進させることで、物理的・心理的障壁を設け、自殺予防につながった。</p>															
<p>目的・目標の達成に向けた課題          安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。</p>															
<p>今後の取組の改善の方向性          安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。</p>															
<p>所管課          まちづくり局 交通政策室</p>															

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																			
方針2	項目	取組名称	実施																
自殺防止のためにつながる	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	自殺予防に関わる民間団体等への支援																	
取組番号	62																		
取組目的	社会福祉法人川崎いのちの電話をはじめとする民間団体に対して、運営費等の補助や各種事業の広報協力等を行う。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成事務事業</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>外部委託の有無</th> <th>事業変更の可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>障害者団体等支援事業</td> <td>1,192,022千円</td> <td>1,088,929千円</td> <td>139,933千円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				構成事務事業		予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	1	障害者団体等支援事業	1,192,022千円	1,088,929千円	139,933千円	なし				
構成事務事業		予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性														
1	障害者団体等支援事業	1,192,022千円	1,088,929千円	139,933千円	なし														
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の一部で、社会福祉法人川崎いのちの電話へ運営費補助事業を行っている。</p> <p>●事業内容          精神的危機に直面し、助け、励め、動かしを求めている人々々に、電話による対話の場を提供し、悩みや苦しみの軽減、または開放を図り、社会生活を営めるよう支援することを目的として電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び、相談員ボランティアの募集及び資質の向上を図るために補助を行い、社会福祉法人川崎いのちの電話に努めた。また、社会福祉法人川崎いのちの電話の活動の周知のため、定期刊行物や相談員募集講座、チャリティーイベントについて、市政より等を通じた広報協力も行った。          川崎市との共催事業として、「こころの健康セミナー（市民向け講演会）」を実施。また、川崎市主催事業の中でも社会福祉法人川崎いのちの電話の活動紹介を行った。</p> <p>●社会福祉法人川崎いのちの電話への相談件数          12,037件</p>																			
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響          (どういった状況の変化があったか)          川崎いのちの電話新規電話相談ボランティア認定のための研修について、公開講座の実施等を含む対面で行うものであり、令和3年度には実施困難から新たな相談ボランティアの養成は困難な状況であったが、令和4年度においては順次研修実施を再開した。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要指標</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川崎いのちの電話への年間相談件数</td> <td>—</td> <td>12,037件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数</td> <td>10人/年</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>民間団体の各種事業の広報協力</td> <td>5回/年</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>				主要指標		目標	実績	1	川崎いのちの電話への年間相談件数	—	12,037件	2	川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数	10人/年	15人	3	民間団体の各種事業の広報協力	5回/年	5回
主要指標		目標	実績																
1	川崎いのちの電話への年間相談件数	—	12,037件																
2	川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数	10人/年	15人																
3	民間団体の各種事業の広報協力	5回/年	5回																
<p>取組の成果          相談環境の改善対策の徹底により、休止することなく継続して電話相談体制を維持し、悩みや助けを求めている人々々に対話の場を提供し、支援を行った。また、令和3年度には達成できなかった新規電話相談ボランティアについて、研修の時期や手法を見直し、新たな相談ボランティアを認定することができた。</p>																			
<p>目的・目標の達成に向けた課題          自殺予防において、社会福祉法人川崎いのちの電話は非常に重要な役割を担っているが、苦習にコロナ禍の影響がある相談も増えようになり、コロナ禍の影響も踏まえたより大きな役割を担っていく必要がある。相談員募集にはコロナ禍での関心の高まりからか問合せ等は増えているが、依然として相談ボランティアは減少傾向にあり、さらなる広報面での支援が求められている。</p>																			
<p>今後の取組の改善の方向性          社会福祉法人川崎いのちの電話との協力体制を維持し、今後も連携した取り組みを行っていくとともに、同法人の事業維持のため、運営費の補助だけでなく、相談ボランティア募集等の各種広報協力の機会を確保していく。</p>																			
<p>所管課          健康福祉局精神保健課・総合リハビリテーション・推進センター企画・連携推進課</p>																			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針3 自殺防止のために支える	項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	
取組番号	63	精神科医療体制の整備	
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備を目的とする。		
構成事務事業	予算額	決算額	外部委託の有無の可能性
1 精神科医療・退院後支援事業	371,361千円	330,534千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報に対応する三次救急について、神奈川県、横浜市の協働、相模原市と協働し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施する。また、措置入院となつた方に対して、包括的かつ確率的な支援体制を整備する。</p> <p>【令和4年度実績】            初期救急：二次救急相談件数：869件（初期救急紹介：14件、二次救急紹介：27件）            三次救急通報件数：369件（うち診察実施件数：226件）</p> <p>また、本市が中心となつて退院後支援を行う必要があると認められる入院中の措置入院患者に対して、退院後に必要な支援を適切かつ円滑に受けることができるように、対象者の同意を得た上で、必要な医療等の支援内容を記載した退院後支援計画を作成し、退院後支援の取組を実施している。なお、退院後支援計画作成にあたっては、自殺関連行動等の本人の支援ニーズ・課題を評価し、支援機関・支援内容（処方針を含め）を検討している。</p> <p>【令和4年度実績】            計画作成申込数：61件            計画作成数：43件</p>			
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p> <p>二次救急、三次救急に対応する病院の中で、新型コロナウイルス感染症に感染し、入院治療が必要な患者が増え、診察可能な病院が減少。このことにより診察の調整が難航し、調整に多くの時間が必要となる等の影響があった。また、入院と重なった後に新型コロナウイルス感染症が判明した場合、新型コロナウイルス感染症対応可能な病院への転院に伴う調整業務及び移送業務が増加した。</p>			
主要指標		目標	実績
1	初期救急及び二次救急年間相談件数	-	869件
2	三次救急年間通報件数	-	369件
3	措置入院者の退院後支援計画年間作成数	-	43件
取組の成果			
取組実施の対象者に対して、4県市協議のもと迅速かつ適切な医療を提供した。退院後支援の対象者に対しては、退院後支援計画に基づき包括的・継続的な支援体制を構築した。			
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>市民への適切な医療の提供のためには、精神保健指定医数が十分とは言えない状況である。</p>			
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>精神保健指定医の確保に向け、各関係機関に協力を求めたうえで調整を図っていく。また、より一層安定的な精神科救急医療体制の確保のため、4県市協議で、後方移送受入病院に対して適切な連絡調整を行うほか、多様な精神疾患に対し専門治療が可能な病院へ後方移送できる仕組みづくりを検討していく。退院後支援については、引き続き医療機関・行政内外関係機関に対する退院後支援の周知及び連携強化を図っていく。</p>			
所管課			
総合リハビリテーション推進センター こころの健康課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針3 自殺防止のために支える	項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	
取組番号	64	DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制整備事業	
取組目的	神奈川県、横浜市、相模原市と協働で、DPAT(災害派遣精神医療チーム)を整備し、災害時の被災者支援ならびに災害発生時被災地への派遣に対応する。		
構成事務事業	予算額	決算額	外部委託の有無の可能性
1 精神科医療・退院後支援事業	371,361千円	330,534千円	なし
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の一部で、DPAT体制整備事業を行っている。</p> <p>他都道府県への派遣の際に、必要機材の購入など体制整備をすすめている。今後神奈川県内、市内における災害発生に際しても、市で実施した保健医療調整本部の設置訓練で得られた課題等も重点を置き、体制整備を進めて行く。</p>			
主要指標		目標	実績
1	かながわDPAT研修・訓練の開催	2回/年	3回
2			
取組の成果			
DPAT研修の開催案内を実施することにより、技能維持研修参加者1名、DPAT研修(新規)4名が川崎市より参加し、DPAT隊員として活動可能となった。			
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>DPATが国の防災基本計画に位置付けられたことを踏まえて、災害発生時を想定した保健医療調整本部の設置訓練を実施してより、DMATとともに関東地域における大規模災害発生時に迅速に活動できるよう、専門的な研修と訓練を受けたDPATチームの編成と体制整備は、喫緊の課題といえる。市内・県内の研修や訓練開催に際しては、有事の際に実施できるチームの増加に向けて引き続き精神科医療機関の参加を働きかけていく。</p>			
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>神奈川県と協力し、研修・訓練開催の際に精神科医療機関に呼びかけ、参加の周知を行う。また、多数の医療チームとの連携や後方分担等を訓練等を通じ確認していく。</p>			
所管課			
健康福祉局 精神保健課・総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書														
方針3	項目	取組名称	自殺未遂者に対する支援											
自殺防止のために支える	65	救急搬送体制の整備	自殺未遂者及びその家族への支援											
取組目的	自殺企図者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を整備する。													
取組番号	65	救急搬送体制の整備	外部委託の有無	決算額	事業変更の可能性									
			なし	187,321千円	なし									
			なし	0千円	なし									
			なし	0千円	なし									
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●救急搬送体制の整備状況 市内全救急事業に対して、29隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。</p> <p>●搬送件数 令和4年中の出動件数は、84,776件であり、うち自損行為の出動は685件(0.8%)であった。また、令和4年中の搬送件数は、66,962件であり、うち自損行為の搬送件数は492件(0.7%)であった。</p>														
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>														
<p>主要指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要指標</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自殺企図に関連した救急搬送年間件数</td> <td>-</td> <td>492件</td> </tr> <tr> <td>2 自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数</td> <td>-</td> <td>258件</td> </tr> </tbody> </table> <p>取組の成果</p> <p>市内全84,776件の事業(うち自損行為に係る事業は685件)に対して29隊の救急隊で対応し、そのうち自殺企図に関連した492件の事業において迅速かつ適正な救急搬送を実施した。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>所管課 消防局 救急課</p>						主要指標	目標	実績	1 自殺企図に関連した救急搬送年間件数	-	492件	2 自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数	-	258件
主要指標	目標	実績												
1 自殺企図に関連した救急搬送年間件数	-	492件												
2 自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数	-	258件												

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書														
方針3	項目	取組名称	自殺未遂者に対する支援											
自殺防止のために支える	66	救急搬送体制の整備	自殺未遂者及びその家族への支援											
取組目的	自殺未遂の実態把握を行うとともに、自殺未遂者やその家族等に対する支援について、医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、支援を行う。また、連携体制におけるコーディネート機能を担う人材の養成を進める。													
取組番号	66	救急搬送体制の整備	外部委託の有無	決算額	事業変更の可能性									
			なし	19,257千円	なし									
			なし	0千円	なし									
			なし	0千円	なし									
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事業の中で、下記の取組のみを行っている。</p> <p>●川崎市自殺対策推進本部、自殺総合対策本部、川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>○事業目的 三次救急医療機関での治療を終え、自宅等へ帰宅した自殺未遂者等が、地域の身近な相談支援機関から一定期間支援を受け、ストレスコーピングの認知の向上、生活の安定とQOLの向上、再企図防止と再企図時の対応等を図ることを目指し、関係機関による情報共有や支援方針の検討や支援経過のモニタリングと評価を行うことを目的に実施。</p> <p>○事業内容 1 川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、本人等の同意を得て、自殺対策推進推進員等による電話や面談を通じた情報収集及びアセスメント。 2 自殺対策推進推進員及び各区消防地域センター等による本人等への再企図防止と再企図時の対応等を目的とした電話や面談による相談支援。 3 関係機関による「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」での自殺未遂者等への支援経過の確認と今後のフォローアップ支援の確認。</p> <p>●川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組 川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、本市北部地区における自殺未遂者への地域支援の導入方法の検討や、本市北部地区で自殺未遂者を支援するための地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析を行っている。</p> <p>●自殺未遂者支援に関する研修の開催 医療、保健、福祉等関係従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法の講義の他、職種や各関係者の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</p>														
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>														
<p>主要指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要指標</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数</td> <td>6回/年 (20回/3年間)</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>2 自殺未遂者支援に関する研修開催回数</td> <td>1回/年 (3回/3年間)</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>取組の成果</p> <p>三次救急医療機関との連携体制を構築するとともに、本事業の対象者やその家族に対するフォローアップの形を整理できた。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>川崎市中部地区におけるこれまでの取組を基盤としながら、持続可能な形で事業展開の検討及び、川崎市南部及び北部地区への展開の検討。</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>川崎市中部地区においては、これまでの事業で構築した医療機関等との連携体制を維持しながら、市内のフォローアップ体制を再構築しつつ、対象者を継続的に支援できる体制を整備し、事業に取り組み、また、川崎市中部地区での実施を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、両市及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や、特長等の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進めるとともに、各相談支援機関等と連携した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。</p> <p>所管課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課</p>						主要指標	目標	実績	1 自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数	6回/年 (20回/3年間)	12回	2 自殺未遂者支援に関する研修開催回数	1回/年 (3回/3年間)	1回
主要指標	目標	実績												
1 自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数	6回/年 (20回/3年間)	12回												
2 自殺未遂者支援に関する研修開催回数	1回/年 (3回/3年間)	1回												

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える	項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	67	取組名称	自死遺族へのケアと情報提供		
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図る。				
構成事務事業	予算額	決算額	外部委託の有無	事業委員の可能性	なし
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	19,257千円	あり	なし
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>●わちあいの会「こもれびの会」</p> <p>○事業概要 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供する。自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行う。</p> <p>○開催回数及び参加者数 開催回数：6回(奇数月) 参加者数：延べ20人</p> <p>●自死遺族支援事業担当課連絡会議</p> <p>○自死遺族の集いを定期的に開催している神奈川県内の自治体が出席。それぞれの活動状況や課題について意見交換を行った。</p> <p>○実施日 令和4年12月5日(オンライン開催)</p> <p>●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催</p> <p>○自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。</p> <p>日時：令和5年2月18日 参加者数：30名</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)					
		変更や中止となった事業			
		新規や臨時的に実施した事業			
主要指標					
1	わちあいの会の開催数	目標	実績		
		6回/年 (18回/3年間)	6回/年		
2	自死遺族支援に関する研修開催回数	目標	実績		
		1回/年 (3回/3年間)	1回/年		
取組の成果					
NPJ法人全国自死遺族総合支援センターの協力を得ながら、自殺により遺された人へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止となった。					
目的・目標の達成に向けた課題					
参加者が安全に安心して話せるように匿名での参加を可能としているため、継続して関わる必要性がある場合でも難しい参加者がいる。					
今後の取組の改善の方向性					
体調等が懸念される参加者には、支援の必要性を説明し、個別対応をしていく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター ころの健康課・総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課					

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える	項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	68	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。				
構成事務事業	予算額	決算額	外部委託の有無	事業委員の可能性	なし
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	19,257千円	あり	なし
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>●自死遺族電話相談「ほっとライン」</p> <p>○事業概要 自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せず悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。</p> <p>○開催回数及び参加者数 開催回数：6回(奇数月) 参加者数：延べ20人</p> <p>●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催</p> <p>○自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。</p> <p>日時：令和4年2月26日 参加者数：20名</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)					
		変更や中止となった事業			
		新規や臨時的に実施した事業			
主要指標					
1	電話相談年間件数	目標	実績		
		—	19件		
2	専門研修開催回数	目標	実績		
		1回/年 (1回/3年間)	1回		
取組の成果					
自死遺族の方を対象とした電話相談窓口は数少ないため、本市の事業として取り組むことにより、自死遺族の方が安心して相談できる体制を整備できている。					
目的・目標の達成に向けた課題					
相談件数に大きな変化はないが、引き続き、各種相談先へフレットに掲載し、広報を進める。					
今後の取組の改善の方向性					
相談件数自体は多くないものの、相談を必要としている方やニーズはあり、専用回線の設置をすることで、相談者自身の安心感につながっている。また、継続的に周知を行うことで、自死遺族支援の必要性についての啓発にもつながっており、今後もこれまでに同様に事業を継続していく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課					

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える	項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	69	取組名称	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援			
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、児童相談所における遺児に対するケアを、関係機関と連携して実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童相談所運営事業	2,027,405千円	1,207,037千円	1,665,752千円	なし	なし
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●相談状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。 令和4年度の遺児に関する相談は、17件であった。</p> <p>●連携の状況 遺児については、児童養護施設等に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行っている。</p>						
取組の実績		変更や中止となった事業				
1		児童相談所における遺児関連の年間相談件数				
2		児童相談所における遺児の心理的ケアを行う件数				
取組の成果		<p>児童相談所において遺児に関する相談に対応するとともに、遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、施設入所や里親委託となった遺児に対して施設職員や里親と連携して心理的ケアを行った。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題 施設職員や里親と連携して遺児の心理的ケアを行うっており、引き続き、各関係機関の専門性を活かしつつ、多職種で連携しながら支援をしていく。</p> <p>今後の取組の改善の方向性 上記内容と兼ねる。</p>				
所管課						
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える	項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	70	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置			
取組目的	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	665,790千円	58,950千円	623,004千円	なし	なし
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、下記の取り組みを実施している。</p> <p>●スクールカウンセラー配置の事業内容 市立中学校・高等学校にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。 市立小学校には4月より8月8日程度の定期派遣を開始。特別支援学校は、要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣した。 ○児童生徒・保護者・教職員に対する相談 ○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て) ○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討) ○心理に関する校内研修等の実施</p> <p>●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数 原簿生数・保護者数・22,035人、中学校:1,804人、高等学校:9人 小学校:11,471人、中学校・原簿生数・22,035人、高等学校:9人</p> <p>●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困難の課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立ち調整をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するなどの支援を行う。 ○配置状況 川崎区・幸区・中原区・宮前区が2名、その他の区は1名ずつの合計11名</p>						
取組の実績		変更や中止となった事業				
1		学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数				
2		スクールソーシャルワーカー派遣回数 (カッコ内は年間相談人数)				
取組の成果		<p>取組実績の通り、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるなどの成果を挙げることができた。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題 スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールソーシャルワーカーの養成研修、活動内容の周知を進める必要がある。 スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問している学校が約7割である。学校の教育相談担当者等への活動の周知及び相談件数、また連携調整が必要である。</p> <p>今後の取組の改善の方向性 スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と積極的に連絡をとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるように支援する。 スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、定期的な巡回による訪問を行い、学校の相談体制の充実を図る。また、各区の「重要児童対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行うなど、より一層の連携の強化を図る。</p>				
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター・教育政策室・学校教育部						



## 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条第1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価及び市の自殺の概要についてとりまとめ、議会への提出及び、公表を目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、令和5年8月23日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条第2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 自殺統計原票の改定により、自殺の原因・動機についてこれまでと性質の違いが生じており、単純な経年での比較は難しい。注釈等を用いて説明する必要がある。
- (2) コロナ禍での自殺対策の取組について、変更や中止となった事業、臨時的に実施した事業等が整理されているが、総括的にコロナ禍での自殺対策の必要性について記載があると良い。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

～中略～

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

# 資 料

## 川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号  
改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 17 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第 5 条 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第 6 条 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役

割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
  - (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
  - (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
  - (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
  - (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
  - (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
  - (7) 自殺未遂者に対する支援
  - (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
  - (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- 2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
  - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
  - イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあっては、部会)で定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者	精神保健福祉関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等 関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

## 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

### (目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

### (組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

### (幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

### (専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成 19 年 10 月 31 日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (庁内連携会議)

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略室本部長
11	危機管理本部	危機管理監
12	会計室	会計管理者
13	川崎区役所	川崎区長
14	幸区役所	幸区長
15	中原区役所	中原区長
16	高津区役所	高津区長
17	宮前区役所	宮前区長
18	多摩区役所	多摩区長
19	麻生区役所	麻生区長
20	上下水道局	上下水道事業管理者
21	交通局	交通局長
22	病院局	病院局長
23	消防局	消防局長
24	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
25	教育委員会事務局	教育次長
26	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
27	監査事務局	監査事務局長
28	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
29	議会局	議会局長
30	健康福祉局	健康福祉局長

別表 2 (幹事会)

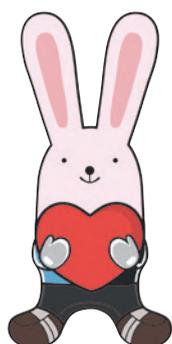
1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
12	危機管理本部	危機管理部企画担当課長
13	会計室	審査課長
14	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
15	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
16	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
17	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
18	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
19	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
20	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
21	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
22	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
23	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
24	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
25	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
26	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
27	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
28	上下水道局	総務部庶務課長
29	交通局	企画管理部庶務課長
30	病院局	経営企画室経営企画担当課長
31	消防局	警防部救急課長
32	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
33	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
34	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
35	監査事務局	監査事務局行政監査課長
36	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
37	議会局	総務部庶務課長
38	健康福祉局	総務部企画課長

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者・ 医師	筑波大学	医学部医療系 教授	太刀川 弘和
	龍谷大学	政策学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贅川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 准教授	山内 貴史
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇







川崎市自殺対策推進キャラクター  
「うさっぴー」です

---

## 川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和4年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話：044-200-3608  
FAX：044-200-3932  
E-mail：40seisin@city.kawasaki.jp